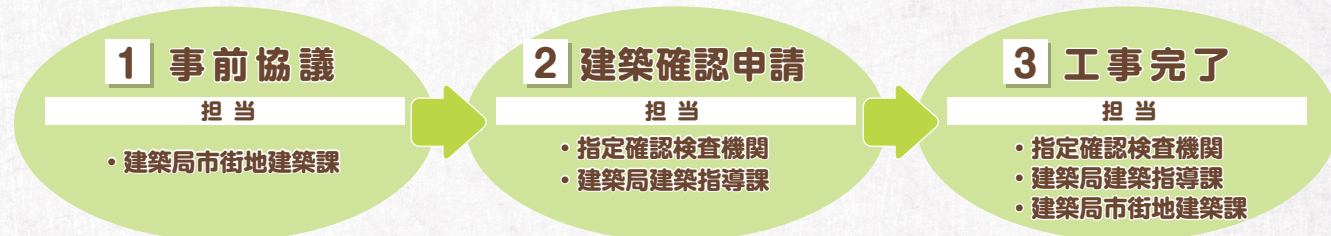


よくある質問

Q 1,000㎡以上の宿泊施設に必要な手続きは？



●「指定施設整備基準」という基準を遵守する義務があり、事前協議等の手続きの必要があります。

①事前協議…建築行為を行う方は、建築確認申請の前に「指定施設新設等事前協議書」の提出が必要です。

「指定施設整備基準」の適合状況を審査します。

②建築確認申請…一定規模以上の建築行為や用途の変更を行う際に必要な手続きで、「建築物移動等円滑化基準」の適合状況を審査します。

詳細は建築確認申請のご提出先にご確認ください。

③工事完了…工事を完了したときは、速やかに「工事完了届出書」を提出する必要があります。

施設によっては現地での完了検査があります。また、適合している建築物の場合、適合証の交付を行います。

※1,000㎡以上のホテル・旅館で基準を満たす、あるいは上回る改修を行う場合、市から補助が受けられる場合があります。

Q 1,000㎡未満の宿泊施設の基準は？

●「一般都市施設整備基準」という基準を遵守する義務があります。出入口の幅、通路に段差を設けないこと、傾斜路や戸の構造等が定められています。

●「一般都市施設整備基準」は「施設に入ること」を可能にするための具体的な整備項目を定めていますが、それだけでなく、誰もがバリアを感じることなく宿泊できるためのバリアフリー化を図ることが大切です。

Q 適合証とは何ですか？

●基準に適合している場合、市が交付する証書（A4紙1枚）です。シール等の貼付できるものではありません。

●1,000㎡以上の宿泊施設の場合、「指定施設整備基準」に適合していると、工事完了後に「指定施設整備基準適合証」をお渡しします。

●協議不要の建築物でも、「指定施設整備基準」「一般都市施設整備基準」に適合させたときには、「適合証」の交付申請ができます。

Q もっと詳細な基準・手続きを知りたい！

●基準や条例の概要を掲載している『横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル【建築物編】』をホームページで公開しています。

紙媒体でご利用になりたい方は、市庁舎1階刊行物サービスコーナーで冊子を販売しています。

横浜市 福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

問合せ先

▶福祉のまちづくり条例・バリアフリーの全般に関すること
〈健康福祉局福祉保健課〉
電話：045-671-2387 FAX：045-664-3622

▶福祉のまちづくり条例に基づく手続きに関すること
〈建築局市街地建築課〉
電話：045-671-4510 FAX：045-681-2438

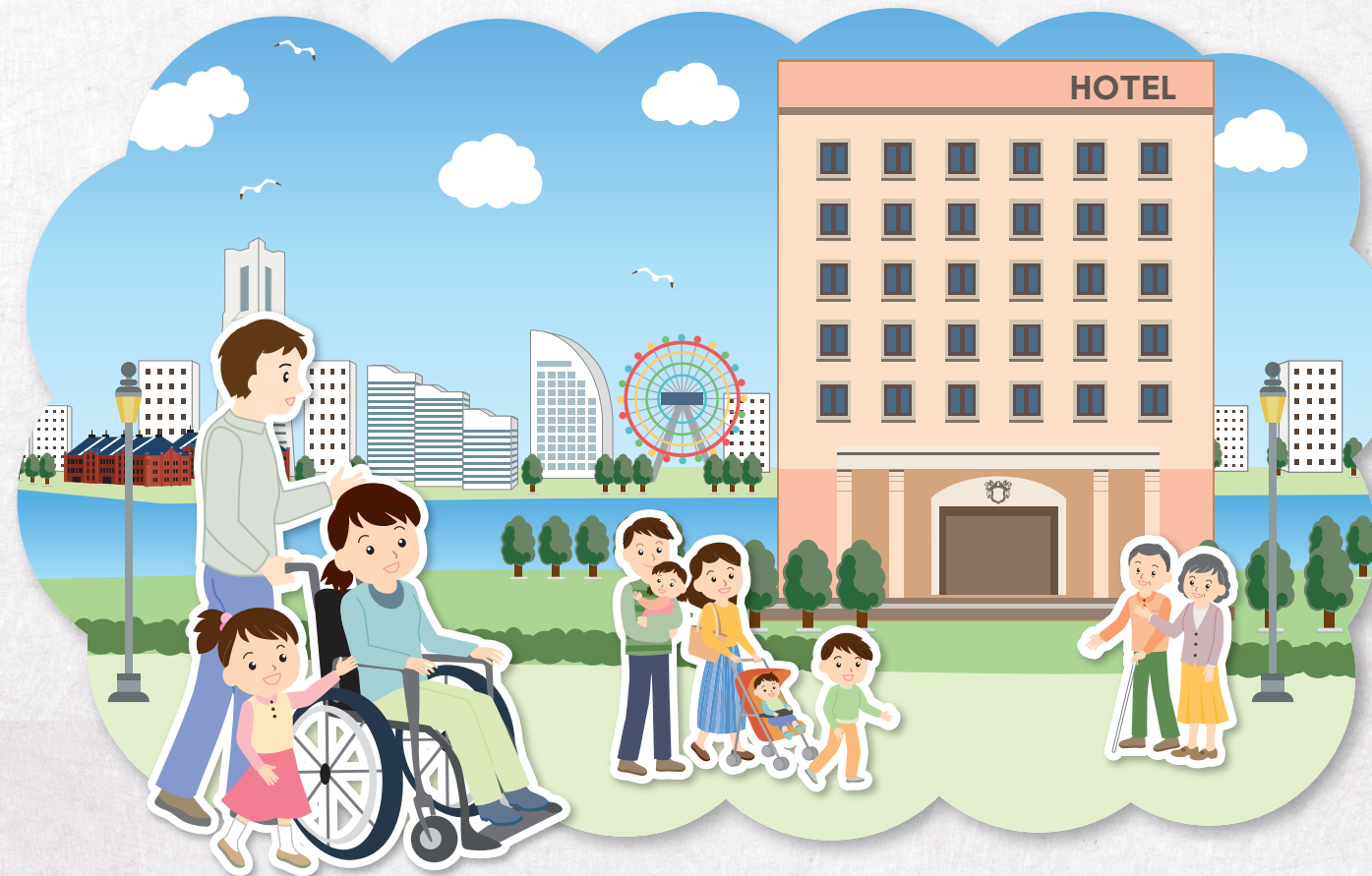
▶ホテル・旅館のバリアフリー改修の補助事業に関すること
〈市民局オリンピック・パラリンピック推進課〉
電話：045-671-4597 FAX：045-664-1588

▶ホテル・旅館の営業許可に関わる手続き、「旅館業における衛生等管理要領」に関すること
〈健康福祉局生活衛生課〉
電話：045-671-2456 FAX：045-641-6074

発行年月：平成31年3月

宿泊施設の

バリアフリー 対応をしましょう！



横浜市では、「福祉のまちづくり条例」で、施設のバリアフリーについて定めています。

福祉のまちづくり条例とは

■横浜市に関わる全ての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現を目的としており、バリアフリーを推進するための手続きや基準を定めています。

■条例では整備基準を設けています。指定施設(※)の規模によっては、横浜市と協議を行う必要があります。

※指定施設…福祉施設、診療所、物販店舗、飲食店、事務所、共同住宅など

宿泊施設で必要な手続き

●延床面積が1,000㎡以上の宿泊施設を新築・増築等する場合には、条例に基づく手続きが必要です。

●延床面積が1,000㎡未満の宿泊施設には、手続きの義務はありませんが、基準があります。

●手続きや基準については、4ページの「よくある質問」をご覧ください。

厚生労働省が定める「旅館業における衛生等管理要領」が平成30年6月15日に改正され、「高齢者や子ども、障害者等の宿泊者のため、施設のバリアフリー対応がなされることが望ましいこと。」という項目が追加されました。

この要領は、ホテルや旅館の営業許可の基準ではありませんが、「福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリーへの取組に一層のご協力をお願いします。

こんなところに **気** をつけよう

ちょっとした工夫で
バリアフリーに！

ケース 1 段差の解消



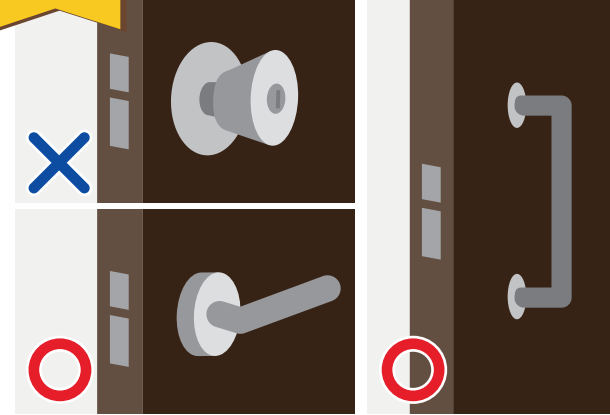
廊下や通路の段差にスロープを設置することによって、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーの通行等にも有効です。

ケース 2 階段への手すりの設置



階段は杖使用者、視覚障害者、高齢者等にとって転倒事故の危険性が高い場所です。身体を支えることができる手すりを設置することで、段差を上り下りしやすくなります。

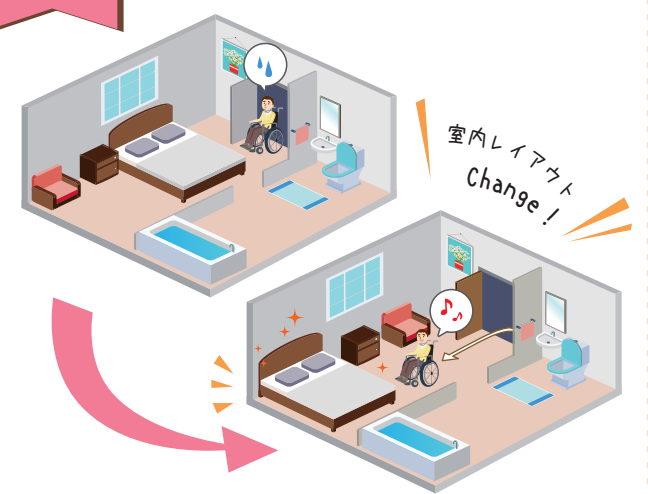
ケース 5 客室等の扉



円形（握り玉）は、手指に機能低下がある人にとっては操作が困難です。関節の動作の負担を最小限に抑えるレバーハンドルや棒状のものにしましょう。

また、扉の幅が広く通過しやすいものであること、前後に高低差がないことも重要です。

ケース 6 客室内の配慮



車いす使用者等は元々の客室のレイアウトだと、利用しづらい場合があります。宿泊者の状態に合わせて客室内のレイアウトが変更できるようになっていると、より快適に利用できます。

ケース 3 エレベーターの配慮



車いす使用者やベビーカー使用者が後ろ向きにエレベーターから降りる際に、背後（エレベーターの出入口）を確認しやすくするため、エレベーターかごの奥に鏡を設置すると便利です。

エレベーターのボタンに点字や浮き彫り文字がついていると視覚障害者が利用しやすくなります。

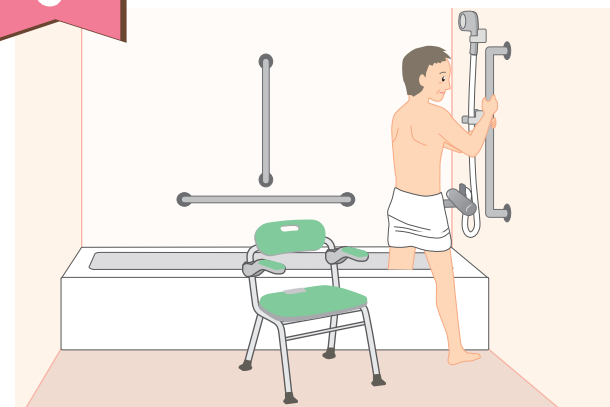
ケース 4 トイレの配慮



高齢者や歩行困難者のために、腰掛便座にしましょう。

また、立位姿勢を補助し、座位を安定させるために手すりを設置しましょう。

ケース 7 浴室の配慮



浴槽をまたぎやすくするために、手すりを設置すると良いです。浴槽から立ち上がる動作の補助としての設置も有効です。

シャワーなどの水栓はレバー式など操作がしやすく、温度調整が簡単なものだと便利です。

シャワーチェアや滑り止めマットなどの福祉用具を貸し出すことも有効です。

このような工夫をするだけでも障害のある人だけでなく、様々な人が利用しやすくなります。できるところから少しずつ、バリアフリーに取り組んでいくことが重要です。

条例では、階段や傾斜路など、整備箇所ごとにバリアフリーの整備基準（指定施設整備基準等）を設けています。

『横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】』で整備基準を解説していますので、参考にご覧ください。